

衆議院法務委員会ニュース

平成 26. 4. 18 第 186 回国会第 13 号

4 月 18 日（金）、第 13 回の委員会が開かれました。

1 会社法の一部を改正する法律案（内閣提出、第 185 回国会閣法第 22 号）

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第 185 回国会閣法第 23 号）

会社法の一部を改正する法律案（階猛君外 1 名提出、衆法第 15 号）

・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

（参考人）東京大学大学院法学政治学研究科教授

神田 秀樹君

一般社団法人日本経済団体連合会経済法規委員会企画部会長

佐久間 総一郎君

西村あさひ法律事務所弁護士

東京大学大学院法学政治学研究科教授

太田 洋君

エステー株式会社取締役兼代表執行役社長

鈴木 貴子君

（質疑者及び主な質疑内容）

盛山正仁君（自民）

- ・法改正により監査等委員会設置会社が創設されるが、そのメリット及びどのような会社が移行すると考えられるか、佐久間参考人の見解を伺いたい。
- ・コモンセンスを持ち、企業の専門性に精通し、また、欠格事項に該当しない社外取締役を選任することは難しいと思われるが、鈴木参考人の見解を伺いたい。
- ・社外取締役に適した人材を企業に紹介する海外における制度について、太田参考人に伺いたい。
- ・米国と同様に、我が国においても社外取締役の選任を金融商品取引所の上場規則等で義務付けることについて、神田参考人の見解を伺いたい。

伊佐進一君（公明）

- ・情報の非対称性の観点から社外取締役の意思決定における役割について、神田参考人及び佐久間参考人の見解を伺いたい。
- ・「社外取締役を置くことが相当でない理由」に関して、企業の立場からこの規定についてどのように考えているのか、佐久間参考人の見解を伺いたい。
- ・濫訴の観点から、1 株でも有していれば訴訟を起こすことができる現行の株主代表訴訟制度の評価について、神田参考人の見解を伺いたい。

郡和子君（民主）

- ・閣法において、社外取締役の設置の義務付けが見送られたことについて、神田参考人、佐久間参考人、太田参考人及び鈴木参考人それぞれの見解を伺いたい。

- ・社外取締役を置かない場合、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明することとされているが、社外取締役を探す努力をしているにもかかわらず適任者を確保できない等の理由が示された場合、その正当性の検証について、太田参考人の見解を伺いたい。
- ・社外取締役の人数については、取締役会において過半数の社外取締役が必要であるという意見や、社外取締役が 1 人であっても、取締役会の意思決定への影響は少なくないという意見がある。取締役会における社外取締役の適切な人数とその役割について、神田参考人の見解を伺いたい。

今井雅人君（維新）

- ・エステー株式会社の委員会設置会社への移行による主要な効果は、執行役の意思決定の迅速化及び経営の透明性の向上であるということだが、それによる業績の向上や商品開発への影響について、鈴木参考人に伺いたい。
- ・社外取締役が社内の情報を得るのは困難だと考えるが、エステー株式会社において、社外取締役の情報収集について、鈴木参考人に伺いたい。
- ・諸外国で社外取締役の義務化ができて我が国はできないことに何か特別な事情があるのか、また、韓国のように一定規模の会社のみ社外取締役を義務付けるという方法もあり得るのではないかという点について、神田参考人、佐久間参考人及び太田参考人の見解を伺いたい。
- ・本改正により監査等委員会設置会社制度が導入され、株式会社の機関設計の類型が 3 つになるが、海外投資家から分かりづらいとの評価があるため、分かりやす

いシンプルなものにしていくべきと考えるが、佐久間参考人の見解を伺いたい。

椎 名 毅君（結い）

- ・構成員に経営者が多い日本取締役協会においては、社外取締役選任の義務付けが必要であるとの意見があるが、佐久間参考人の見解を伺いたい。
- ・株主総会において、社外取締役を置くことが相当でない理由が不十分であったり、全く説明されなかった場合、株主側に争える手段があるのか、神田参考人及び太田参考人に伺いたい。
- ・社外取締役を選任するに当たり、優秀な人材を確保することは難しいと考えるが、実際にどのようにして優秀な社外取締役を選任されたのか、鈴木参考人に伺いたい。
- ・弁護士は、監査役として法律的な判断を必要とする監査はできるが、社外取締役として業務執行の妥当性の判断ができるか疑問であるとの意見について、太田参考人の見解を伺いたい。
- ・今後の社外取締役の在るべき姿、社外取締役への期待について、佐久間参考人の見解を伺いたい。